

肥料価格高騰対策事業における化学肥料低減取組メニューの考え方

取組メニュー	補足説明	強化の考え方	証拠書類等
環境保全型農業	県特別栽培農作物登録を受けている、又は環境保全型直接支払交付金を受けている。 なお、上記以外で有機JASの認証を受けている場合は、「有機JAS認証」と記載する。		登録、認証、交付金の書類
ア 土壌診断による施肥設計	国Q&A4-8、9のとおり。 ①必須項目はないが、化学肥料低減を判断できる項目 ②密度については、国の考え（問4-8）を基本とするが、施肥設計のための診断密度については、本県では市町など広域な場合は100haに2～3点程度、生産組合などの狭い場合は10haに1点程度を目安とする。 ③過去（3年程度）の診断結果を活用してもよい。	分析点数の増加、分析項目の追加	土壌診断結果
イ 生育診断による施肥設計	以下のように、県の技術指針に記載されているものや、県が作成または監修している指針等で示されている考え方に基づく場合は該当する。 水稲：幼穂形成期の生育状況（根張りや葉色）に基づき穂肥の施用方法（時期、量）を設計（各地域の基準を参照） 麦類：出穂期頃に葉色を測定し、淡い場合に追肥（施肥・防除のてびきを参照）	調査箇所数の増加	生育診断結果
ウ 地域の低投入型の施肥設計の導入	施肥量が少ない地域の施肥基準に切り替えるような施肥設計が考えられる。	より低投入型への変更	施肥設計、作業日誌等
エ 堆肥の利用	肥料削減効果が期待できる量を施用する。 堆肥の畜種や種類は問わない。	散布面積の増加、 単位当たり施用量の増加	購入伝票、作業日誌、写真等
オ 汚泥肥料の利用（下水汚泥等）	下水汚泥肥料は、有機栽培では使用できないので留意する。	散布面積の増加、 単位当たり施用量の増加	購入伝票、作業日誌、写真等
カ 食品残渣など国内資源の活用（エとオ以外）	肥料削減効果が期待できる量を施用する。 麦わら、稲わらの鋤き込み(刈り株のみの鋤き込みは対象外) ※稲わらについては、堆肥の原料等に有効利用するのが望ましい	散布（鋤き込み）面積の増加、単位当たり施用量の増加	購入伝票、作業日誌、写真等
キ 有機質肥料(指定混合肥料を含む)の利用	化学肥料を一定量減らすことに資するため、有機態窒素量の割合が、全窒素量の20%以上を占める肥料銘柄を主たる施肥で使用する場合に可とする。	有機態窒素量の割合を高めた有機質肥料の利用	購入伝票
ク 緑肥作物の利用	環境保全型直接支払交付金の「カバークロップの作付」の要件に準じる。	作付け散布面積の増加	緑肥種子の購入伝票
ケ 肥料施用量の少ない品種の利用	該当するような品種がある場合は、証拠書類を添えて県にご相談ください。	作付け散布面積の増加	該当する品種の種苗等の購入伝票
コ 低成分肥料（単肥配合を含む）の利用	施肥基準、実態等から判断し、NPKの成分量が同じ肥料を「基準肥料」と位置付ける。「基準肥料」に対して、PK成分が減量され、NPKの合計値を10%以上低減した肥料を「低成分肥料」とみなす。 リンや加里を低減した肥料（例：BB602など）をすでに使用している場合も該当。	より低成分の肥料を利用 取り組み面積の増	購入伝票
サ 可変施肥機の利用（ドローンの活用等も含む）	ドローン等を用いた画像解析や収穫コンバインによる施肥が該当。 単なる施肥は対象外。	取り組み面積の増加	機械の現物で確認、 生育診断結果、作業日誌等
シ 局所施用（側条施肥、うね立て同時施肥、灌注施肥機等）の利用	点滴チューブを利用した点滴施肥も該当する。 元肥、追肥で側条に施肥した場合も該当する。	取り組み面積の増加	機械、施設の現物で確認
ス 育苗箱（ポット苗）施肥の利用	育苗期に肥効調節型肥料等を施肥し、本ばでの元肥や追肥を省略する方法。 通常のトレイ育苗やポット育苗は対象外。	取り組み面積の増加	購入伝票、作業日誌等
セ 化学肥料の使用量及びコスト削減の観点から施肥量・肥料銘柄の見直し（ア～スにかかるものを除く）	高コンテンツ肥料やより安価な肥料など、使用量低減・コスト低減となる根拠を明確に説明できる資料を取組実施者が添付する。	取り組み面積の増加	購入伝票、作業日誌等等
ソ 地域特認技術（ ）			
ソ 地域特認技術（ ）			